

令和6年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第21号
数理最適化データサイエンスセンター運営委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、数理最適化データサイエンスセンター規程（令和6年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第20号）第5条第1項の規程により設置された数理最適化データサイエンスセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、数理最適化データサイエンスセンター（以下「センター」という。）の運営に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針に関する事項
- (2) センターの活動計画に関する事項
- (3) センターの予算見積り及び執行並びに決算に関する事項
- (4) センターの広報に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センター長が審議の必要性を認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) ディレクター
- (3) 前2号に規定する者のほか、その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、運営委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第7条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。